

岐阜県公報

号外(二) 平成三十一年二月十九日

目次

告示

家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定	(同)	一
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定	(同)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定	(同)	二

告示

岐阜県告示第七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 家畜伝染病の種類
豚コレラ
- 二 家畜の種類
豚
- 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数
疑似患畜 三頭
- 四 発生場所
瑞浪市
- 五 発生年月日
平成三十一年二月十九日

岐阜県告示第七十三号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

瑞浪市大湫町、日吉町及び釜戸町並びに恵那市飯地町、武並町竹折及び武並町藤移出を禁止する区域

瑞浪市明世町月吉、明世町土狩、明世町山野内、一色町二丁目、一色町二丁目、

一色町三丁目、一色町四丁目、稲津町小里、稲津町萩原、上平町二丁目、上平町二

丁目、上平町三丁目、上平町四丁目、上平町五丁目、上野町二丁目、上野町二丁目、

上野町三丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、学園台四丁目、学園台五丁目、北小田町一丁目、北小田町二丁目、下沖町二丁目、須野志町一丁目、須

野志町二丁目、高月町二丁目、高月町三丁目、樽上町二丁目、樽上町三丁目、寺河

戸町、土岐町、益見町二丁目、益見町三丁目、松ヶ瀬町二丁目、松ヶ瀬町二丁目、松ヶ瀬町三丁目、宮前町二丁目、宮前町三丁目及び山田町、恵那市

岩村町飯羽間、大井町、長島町久須見、長島町正家、長島町正家一丁目、長島町正

家二丁目、長島町正家三丁目、長島町中野、長島町中野一丁目、長島町中野二丁目、

長島町中野三丁目、長島町永田、長島町鍋山、笠置町河合、笠置町毛呂窪、笠置町

河合姫栗入会地、笠置町姫栗、武並町新竹折、中野方町、三郷町佐々良木、三郷町

野井、三郷町椋実、山岡町上手向、山岡町久保原、山岡町下手向及び山岡町田代、

土岐市泉町河合、加茂郡八百津町潮見、福地及び南戸並びに可児郡御嵩町大久後及

び津橋

岐阜県告示第七十四号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十一年岐阜県規則

第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

恵那市山岡町久保原、山県市田栗、本巣市数屋及び安八郡神戸町末守

岐阜県告示七十五号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十一年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

海津市平田町岡及び揖斐郡揖斐川町上南方（地番が千番以降である土地の区域を除く。）